

国道1号四日市市川北アンダーパスにおいて 予防的通行規制を導入します

1. 概要

国土交通省では、令和8年8月千葉豪雨において、アンダーパスの冠水により人的被害等が発生したことを踏まえ、今後の大雨発生時における同様の冠水事故を防止するため、排水設備等の正常な機能のみに依存せず、「多重防御」により安全を確保するとともに、停電や設備の異常等が発生した場合にも安全側に移行できるフェールセーフの考え方を取り入れることとしております。

三重河川国道事務所では、過去に危険な冠水が発生している国道1号四日市市川北アンダーパスにおいて、これまでの雨量基準に基づくパトロール、冠水位に基づく通行止めに加え、予防的通行止めを新たに実施します。

1) 規制区間:

国道1号四日市市川北アンダーパス前後区間
(四日市市川北町〔アンダーパス起点側〕～〔アンダーパス終点側〕)

2) 規制条件:

以下①～②のうち、いずれかに該当する場合

- ①「レベル4大雨危険警報」が発令され、かつ時間雨量が50mmに達した場合
(予測を含む)
- ② 道路管理者または警察が冠水の可能性があると判断した場合

2. 配布先

三重県政記者クラブ、三重県第二県政記者クラブ

3. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所

副所長 伊藤 秀則 (いとう ひでのり)

道路管理第一課 課長 安江 敏明 (やすえ としあき)

TEL: 059-229-2221



国道1号四日市市川北アンダーパス

イメージ図

